

## 嗅覚・味覚障害を主訴に受診される患者様

嗅覚・味覚障害が新型コロナウイルス感染の症状であると報道されています。当院では保健所の方針、また医学的観点から当面の間嗅覚・味覚障害の患者様へ下記対応とさせていただきます。なお、下記につきましては厚生労働省、保健所、日本耳鼻咽喉科学会等の指針により適宜変更させていただきます。ご理解の程よろしくお願いいたします。

1. 嗅覚・味覚障害のみの方を当院でPCR検査することはできません。
2. 嗅覚・味覚障害以外に37.5度以上の発熱、咳嗽、倦怠感など新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある方は、必ず、事前に「帰国者・接触者電話相談センター」（お住いの地域の保健所等）にご相談ください。
3. 当面の間、嗅覚・味覚障害を主訴とされる患者様には問診のみを行い、必要に応じて投薬のみ行います。鼻鏡検査、鼻腔内視鏡検査などは行いません。